

技術者の配置に係る余裕期間制度の試行について ～件名に「ゼロ市工事」と記載の工事～

平成29年度中に発注予定の道路修繕工事の一部（30件程度）を対象に、円滑な工事施工体制の確保を目的として、技術者の配置に係る余裕期間制度を試行します。また、該当する工事は、件名に「ゼロ市工事」と記載します。

これについて、次の事項をご留意ください。

1 29年度内の支払いについて

当該工事については、29年度内の契約を予定していますが、前金払を含め29年度の支払いはありません。

2 余裕期間について

今回の試行における余裕期間の設定は「発注者指定方式」とします。余裕期間は、対象工事すべてについて、契約日から平成 30 年 4 月 1 日（日）までの間とし、工事着手日は平成 30 年 4 月 2 日（月）とします。なお、なんらかの理由により、前記工事着手日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。

契約日	H30.4.1	H30.4.2（工事着手日）	契約工期
←-----		-----→	
余裕期間		実施工期	

（参考）余裕期間制度の活用について（国土交通省通知文）

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。入札参加資格で求める技術者等の配置要件は、工事着手日以降に適用するものとして、開札後、落札候補者となった事業者について審査します。

今回の工事が技術者の専任配置を要し、かつ配置予定の技術者が現在別工事に従事している場合は、着手日までに必ず当該工事が完了することを確認の上配置してください。

4 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負契約約款第 11 条に定める現場代理人の常駐を要しないこととします。なお、着手日以降は平成 28 年 5 月 24 日にお知らせした現場代理人常駐義務の緩和措置を適用することができます。

5 その他

(1) 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行うこととします。

(2) 技術者等が配置できない場合について

工事着手日において、上記3、4の技術者及び現場代理人を配置できないときは、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

<問い合わせ先>

(余裕期間全般に関すること)

財政局公共施設・事業調整課

電話：045-671-2025

(技術者の配置要件について)

財政局契約第一課

電話：045-671-2244